

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分（以下「本件処分」という。）を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、当該審査請求は審査請求期間を徒過してされた不適法なものであるとして、平成〇年〇月〇日付けをもってこれを却下したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

2 労災保険法第38条第1項においては、保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができるとされている。当該規定の趣旨とするところは、当審査会の本案に関する裁決、すなわち原処分の適否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、労働者災害補償保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。

本件の場合、審査官は、請求人の行った審査請求は不適法なものであるとしてこれを却下しているため、この点について以下検討する。

3 審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第8条第1項の規定により、審査請求人が原処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。本件についてこの点を見ると、次のとおり

である。

- (1) まず、請求人が本件処分のあったことを知った日についてみると、請求人は、労働保険審査請求書（以下「請求書」という。）において原処分があったことを知った年月日を、平成〇年〇月と記載しているが、労働保険再審査請求書においては、原処分があったことを知った年月日を、平成〇年〇月〇日と記載している。
- (2) 監督署長は、障害補償給付支給決定通知（以下「支給決定通知」という。）を平成〇年〇月〇日に請求人自宅に発送している。また、労働基準監督署の担当者は、平成〇年〇月〇日に行った審査官との面談において、要旨、平成〇年〇月〇日に請求人に電話し、障害等級を決定した旨を伝え、審査請求及び開示請求についても説明した、同日付けで障害認定のために提出のあったレントゲン画像の写し、請求書、開示請求に関する資料を請求人宛てに送付したと述べている。

上記の「原処分のあったことを知った日」とは、郵送による通知が請求人に到達した日であると解されるところ、本件支給決定通知が監督署長から平成〇年〇月〇日付けで発送されていること、労働保険再審査請求書において請求人が原処分があったことを知った年月日を、同月〇日と記載していることに鑑みると、請求人は平成〇年〇月〇日に原処分があったことを知ったものと判断することが相当である。

そうすると、本件処分に係る審査請求の請求期間は、その翌日から起算して60日目に当たる平成〇年〇月〇日までとなる。

- (3) しかるに、請求人が審査官に請求書を提出したのは、平成〇年〇月〇日付けであり、本件審査請求は、法定の請求期間を徒過した後になされたものである。

- 4 ところで、労審法第8条第1項ただし書では、審査請求が請求期間を徒過してされた場合においても、審査請求人が正当な理由により請求期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は、平成〇年〇月〇日審査官受付の「遅延理由について」と題する文書及び同年〇月〇日当審査会受付の「遅延理由について」と題する文書において、要旨、平成〇年〇月に障害等級の認定を受けたが、障害等級しか通知されなかつたことから、認定に至った経緯や内容を確認するため

に情報開示請求を行った、情報開示請求の結果が分かるまでに2ヶ月以上掛かったため、審査請求書を提出するのが遅れたと述べている。

しかしながら、不服申立期間が法定されているなかで、原処分がなされていることを認識していた以上、処分経緯等の確認が必要だったとの主張は、個人的な事情を述べているに過ぎず、誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知る事情であるとは言い難いため、上記の「正当な理由」について疎明し得るものとは認められない。

したがって、本件審査請求は、労審法第8条第1項の規定による請求期間を正当な理由なく徒過した不適法なものであり、これを却下した審査官の決定は妥当なものである。

- 5 以上のとおりであるから、本件再審査請求も、適法要件を欠く審査請求を基礎とする不適法なものであるため、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のとおり裁決する。